

## 要医療行為通学児童生徒学習支援事業実施要綱

### 1 目的

要医療行為通学児童生徒学習支援事業は、訪問看護制度を利用することにより、特殊教育諸学校に通学する経管栄養等の医療行為または医療的行為（以下単に「医療行為」という。）を必要とする児童生徒（以下単に「児童生徒」という。）に対する保護者の介護負担を軽減し、もって学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。

### 2 事業の対象となる医療行為の範囲

この事業の対象となる医療行為は、経管栄養、たんの吸引、導尿、気管カニューレの管理その他の医療行為であって、主治医が、当該児童生徒につき学校において訪問看護婦が該当医療行為を行うことに支障がないと認めたものとする。

### 3 訪問看護ステーションの利用

- (1) 児童生徒の保護者は、自己の保護する児童生徒に対し学校において医療行為を行わせるため、自己の責任において訪問看護ステーションを利用することができる。この場合において保護者は、主治医の承認を受けた上で事前に校長に申し出なければならない。
- (2) 訪問看護ステーションの利用時間は、保護者が該当医療行為を行うために学校に滞在していなければならない時間を基礎として、訪問看護ステーションの利用時間区分に従い、保護者と校長が協議して定める。
- (3) 保護者が訪問看護ステーションを利用した場合の経費については、県が別に定めるところにより、その一部を助成する。

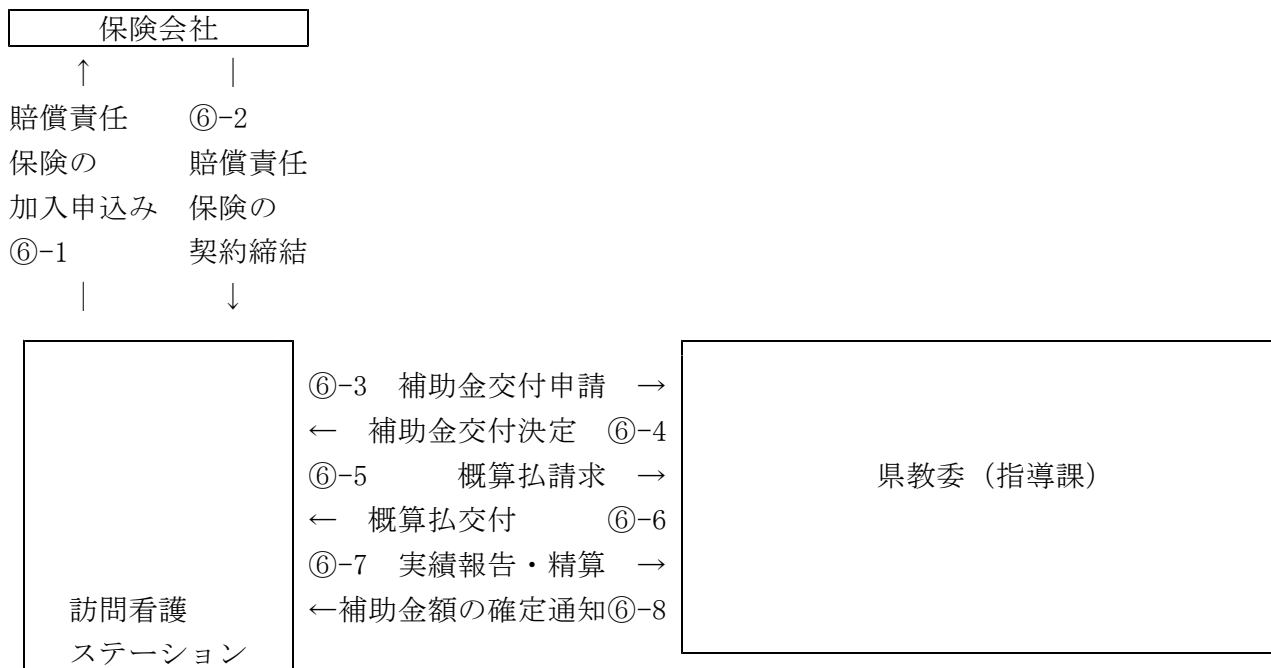
### 4 学校の受け入れ

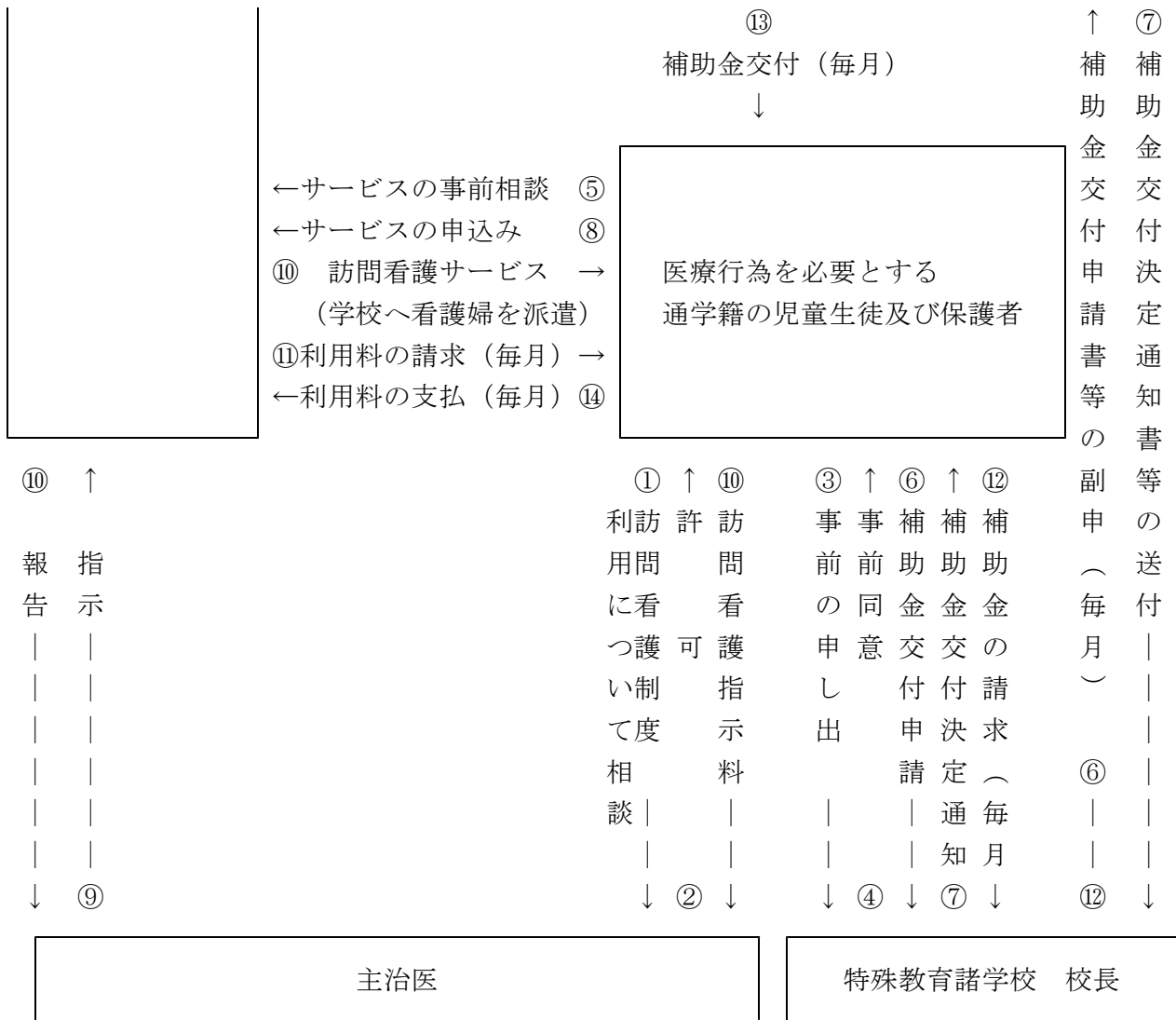
校長は、訪問看護ステーションの利用について保護者から申し出を受けたときは学校管理上著しい支障その他の正当な理由なしに保護者の申し出を拒んではならない。

### 附則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行し、当該事業に係る予算がある場合に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合にも適用する。

### 訪問看護制度利用のしくみ





II-3 学校 訪問看護婦による医療行為中の救急体制

